

第6号議案

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月17日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則  
教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）  
の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中

「本籍地住所 （ふりがな）」	氏名 生年月日 連絡先	印	を	「本籍地住所 （フリガナ）」	氏名 生年月日 連絡先電話番号	印	に改める。
-------------------	-------------------	---	---	-------------------	-----------------------	---	-------

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号） 新旧対照表

改正後

第一条～第十一条（略）

第1号様式(第6条関係)

有効期間更新申請書

収入証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地

都・道・府・県

住 居 所

(フリガナ)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先 電 話 番 号

勤 務 (予定) 校 ・ 機 関 名

職 名

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の更新を申請します。

記

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

1 更新を申請する免許状

2 修了し又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての専修並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。

2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

3 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと。)

現 行

第一条～第十一条（略）

第1号様式(第6条関係)

有効期間更新申請書

収入証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先 電 話 番 号

勤 務 (予定) 校 ・ 機 関 名

職 名

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の更新を申請します。

記

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

1 更新を申請する免許状

2 修了し又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての専修並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。

2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

3 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと。)

備考

所要の文言整理を行ったもの。

改正後

第2号様式(第6条関係)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

収入証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

都道府県

本 籍 地  
住 居 所  
(フリガナ)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先 電 話 番 号

勤務(予定)校・機関

名

且  
年 月 日

教育職員免許法(昭和24年法律第117号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状更新講習の受講の免除による有効期間の更新を申請します。

記

1 更新を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。

2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日 印

備考 上記2の免除事由に該当することの証明のために記入すること。

現 行

第2号様式(第6条関係)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

収入証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

\_\_\_\_\_

本 籍 地  
住 居 所  
(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先

勤務(予定)校・機関

名

且  
\_\_\_\_\_

教育職員免許法(昭和24年法律第117号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状更新講習の受講の免除による有効期間の更新を申請します。

記

1 更新を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。

2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日 印

備考 上記2の免除事由に該当することの証明のために記入すること。

備考

所要の文言整理を行ったもの。

改正後

第3号様式(第7条関係)

有効期間延長申請書

収入  
証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

都道庁・県

本 籍 地  
住 居 所  
(フリガナ)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先 電 話 番 号

勤 務 (予定) 校 ・ 機 関 名

且  
年 月 日

教育職員免許法(昭和24年法律第217号)第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の9の規定により、下記のとおり、免許状の有効期間の延長を申請します。

記

1 延長を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 2 延長前の有効期間： 年 月 日
- 3 延長を申請する有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 延長事由： ( 年 月 日 ～ 年 月 日 )

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。  
2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】  
上記の者は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。  
年 月 日 印

備考 上記4の延長事由に該当することの証明のために記入すること。

現行

第3号様式(第7条関係)

有効期間延長申請書

収入  
証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

\_\_\_\_\_

本 籍 地  
住 居 所  
(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先

勤 務 (予定) 校 ・ 機 関 名

且  
\_\_\_\_\_

教育職員免許法(昭和24年法律第217号)第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の9の規定により、下記のとおり、免許状の有効期間の延長を申請します。

記

1 延長を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 2 延長前の有効期間： 年 月 日
- 3 延長を申請する有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 延長事由： ( 年 月 日 ～ 年 月 日 )

備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。  
2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】  
上記の者は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。  
年 月 日 印

備考 上記4の延長事由に該当することの証明のために記入すること。

備考

所要の文言整理を行ったもの。



改正後

現行

備考

第5号様式(第8条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する  
法律附則第2条第3項第3号の確認申請書

収入  
証  
紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都 道 府 県

住 居 所

(フリガナ)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先 電 話 番 号

勤 務 校 ・ 機 関

名

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条  
第1項の規定により、下記のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正す  
る法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許状に記 載の本籍地

2 修了し又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了(履修)年月日
教職についての習熟並びに子ども もの変化、教育政策の動向及び 学校の内外における連携協力に ついての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育 の充実に関する事項		年 月 日

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添  
付すること。

第9号様式(第8条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する  
法律附則第2条第3項第3号の確認申請書

収入  
証  
紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地

住 居 所

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

連 絡 先

勤 務 校 ・ 機 関

名

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条  
第1項の規定により、下記のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正す  
る法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許状に記 載の本籍地

2 修了し又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了(履修)年月日
教職についての習熟並びに子ども もの変化、教育政策の動向及び 学校の内外における連携協力に ついての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育 の充実に関する事項		年 月 日

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添  
付すること。

所要の文言整理  
を行ったもの。

改正後

第6号様式(第8条関係)

修了確認期限延期申請書

収入  
証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

都道庁・県

本 籍 地  
住 居 所  
(フリガナ)  
氏 名  
生 年 月 日  
連 絡 先 電 話 番 号  
勤 務 校 ・ 機 関 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、修了確認期限の延期を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 2 延期前の修了確認期限： 年 月 日
- 3 延期を申請する修了確認期限： 年 月 日
- 4 延期事由： ( 年 月 日～ 年 月 日)

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項の規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 印

備考 上記4の延期事由に該当することの証明のために記入すること。

現行

第6号様式(第8条関係)

修了確認期限延期申請書

収入  
証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地  
住 居 所  
(ふりがな)  
氏 名  
生 年 月 日  
連 絡 先  
勤 務 校 ・ 機 関 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、修了確認期限の延期を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 2 延期前の修了確認期限： 年 月 日
- 3 延期を申請する修了確認期限： 年 月 日
- 4 延期事由： ( 年 月 日～ 年 月 日)

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項の規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 印

備考 上記4の延期事由に該当することの証明のために記入すること。

備考

所要の文言整理を行ったもの。



改正後

現行

備考

第7号様式(第8条関係)

免許状更新講習免除申請書

収入証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

都道府県

本 籍 地  
住 住 所  
(フリガナ)  
氏 名  
生 年 月 日  
連 絡 先 電 話 番 号  
勤 務 校 ・ 機 関 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5号控除書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日  
備考 上記の免除事由に該当することの証明のために記入すること。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

第7号様式(第8条関係)

免許状更新講習免除申請書

収入証紙  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地  
住 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
生 年 月 日  
連 絡 先  
勤 務 校 ・ 機 関 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5号控除書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日  
備考 上記の免除事由に該当することの証明のために記入すること。

所要の文言整理を行ったもの。

第 8 号議案

県立学校の管理に関する規則の一部改正について

県立学校の管理に関する規則（昭和 3 2 年宮城県教育委員会規則第 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 6 年 3 月 1 7 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

(参考)

## 県立学校の管理に関する規則の一部改正の概要について

### 1 改正の趣旨

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、公立学校において、設置者が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確となったもの。また、土曜日等の授業の実施は、子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして位置付けられるものであり、土曜日等の授業のほか、各学校や地域の実情に応じて、総合的な観点から、教育環境の充実に取り組むことが期待されている。

これらの改正等を受けて、本県においても、土曜日等に授業を実施できるよう、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

第5条第1項に規定している学校の休業日のうち、国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日、日曜日及び土曜日に児童・生徒の代休日を設けずに教育課程内の学校教育活動（正規の授業や特別活動）を実施する場合について、教育の実施上必要がある場合は、校長が、あらかじめ教育委員会に届け出ることで授業を実施できるよう、同条第2項に規定する。

### 3 施行期日

平成26年4月1日

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項に、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、教育の実施上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行うことができる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号） 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>第五条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号） 第三条に規定する休日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学年始休業日 四月一日から同月七日まで</p> <p>四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十五日まで</p> <p>五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで</p> <p>六 学年末休業日 三月二十五日から同月三十一日まで</p> <p>七 校長が特に必要と認めて定める日</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日</p> <p>2 前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、教育の実施上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行うことができる。</p> <p>3 第一項第三号から第六号までの規定によりがたいときは、校長は、各学年ごとに、同項第三号から第六号までに規定する期間を変更することができる。この場合において、当該変更が日数の増減を伴うときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>4 第一項第七号に規定する日を定めるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>5 第一項第三号から第七号までに規定する日の日数の合計は、六十五日以内とするものとする。</p> <p>第六条～第三十七条（略）</p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>第五条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号） 第三条に規定する休日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学年始休業日 四月一日から同月七日まで</p> <p>四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十五日まで</p> <p>五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで</p> <p>六 学年末休業日 三月二十五日から同月三十一日まで</p> <p>七 校長が特に必要と認めて定める日</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日</p> <p>2 前項第三号から第六号までの規定によりがたいときは、校長は、各学年ごとに、同項第三号から第六号までに規定する期間を変更することができる。この場合において、当該変更が日数の増減を伴うときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>3 第一項第七号に規定する日を定めるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>4 第一項第三号から第七号までに規定する日の日数の合計は、六十五日以内とするものとする。</p> <p>第六条～第三十七条（略）</p>	<p>休業日に授業を実施することを可能とするため新たに項を追加するもの。</p> <p>項ずれによるもの。</p> <p>項ずれによるもの。</p> <p>項ずれによるもの。</p>

## 宮城県教育振興基本計画第２期アクションプラン(案)について

### 1 策定の趣旨

宮城県教育振興基本計画（平成２２年３月策定，計画期間：平成２２年度～平成３１年度）の着実な推進を図るため，実施する施策を具体的に示す第１期アクションプラン（平成２２年度～平成２５年度）を策定したところであるが，今年度を以て第１期が終期を迎えることから，本計画のこれまでの進捗状況や社会経済情勢等を踏まえ，第２期アクションプランを策定したものの。

### 2 計画期間

平成２６年度から平成２９年度まで（４年間）

### 3 第２期アクションプランの構成

- |     |                                   |   |
|-----|-----------------------------------|---|
| I   | はじめに                              | （宮城県教育振興基本計画の策定，アクションプラン策定の趣旨）              |
| II  | 宮城県教育振興基本計画の進捗状況及び第２期アクションプランの方向性 | 計画全体・６つの基本方向別                               |
| III | 施策の推進                             | ６つの基本方向別（基本方向の取組内容，重点的取組の目標指標等，各取組を推進する事業等） |

### 4 宮城県教育振興基本計画の進捗状況及び第２期アクションプランの方向性

- 振興計画の点検及び評価の結果をもとに進捗状況を判断すると，東日本大震災による被害が甚大かつ広範囲に及んだことも加わり，不登校児童生徒が増加するとともに，児童生徒の学力，体力・運動能力の低下などが懸念されていることから，計画全体の進捗としてはやや遅れていると捉えている。
- 第２期アクションプランでは，引き続き，第１期アクションプランの取組や目標を継承する一方，国の「第２期教育振興基本計画」や本県の「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」に基づく取組との整合性を図り，震災や社会情勢の変更等により新たに生じた課題に対応する事業を推進するとともに，第１期から持ち越された課題の解決に必要な事業に注力していく。

### 5 主な目標指標と掲載事業

(1) 目標指標等の数 31（うち新規3，変更6）

(2) 掲載事業の数(再掲除く) 318事業（うち新規・組替事業 17事業）

※ 第1期アクションプラン(H25改訂版) 362事業 → 第2期アクションプラン 318事業

【参考】掲載事業（318事業）の種別

I 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」への掲載事業 159事業

<内訳：①宮城の将来ビジョン推進事業113事業，②宮城県震災復興推進事業94事業，  
③共通事業（①かつ②）48事業>

II 「宮城県教育振興基本計画」のみ掲載事業 159事業

(3) 平成２６年度当初予算額(全体) 51,007,282千円

※ 平成２５年度当初 475.1億円 → 平成２６年度当初 510.1億円

## 基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

小・中・高等学校を通じた宮城県独自の「志教育」や幼児教育の充実を図る「学ぶ土台づくり」を重点的に推進するとともに、自ら考え、行動する力となる「確かな学力」の定着に向けて、学習習慣の形成や学力向上に取り組んできた。震災後は特に、宮城の復興を支える人材の育成や地域ボランティア等の参画を得ながら被災した児童生徒への学習支援を行ってきた。

<進捗状況> ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成24年度）

設定する目標指標において、高校生における「家庭等での学習時間の割合」が低い状況にあるものの、その他の指標は順調に推移していることなどから、基本方向全体としては概ね順調と捉えている。しかし、震災の影響は長期に及ぶことが予想されていることから、学力の低下が懸念されており、取組の一層の推進が必要である。

<方向性>

- 震災により、子どもたちの教育環境が大きく変化したことから、県独自の学力・学習状況調査等を実施し、児童生徒の学習内容の定着状況や学習状況等の把握・分析を進め、より一層の学力向上に取り組むほか、主体的に学ぶための基盤となる学習習慣の形成に取り組んでいく。
- 単なる復旧にとどまらない本県教育の復興に向けて、地域や時代のニーズに応じた質の高い教育を提供できるよう、医師を志す生徒等、高い志を持った生徒への支援や学校のICT化に向けた整備を進めていく。
- 重点施策である「志教育」や「学ぶ土台づくり」の推進により、多くの教育関係者にその理念の理解・浸透が図られつつあることから、宮城の復興を支える人材の育成も視野に入れながら、「志教育」や「学ぶ土台づくり」を一層進し、知・徳・体の調和のとれた子どもたちを育成していく。

事業数（再掲除く） **42事業**      H26当初予算額（合計） **2,131,620千円**

<主な目標指標>

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1)小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 【重点的取組1】	体験活動、インターンシップの実施校率(%) (小学校での農林漁業体験実施校率)	81.7%	81.7%	90.0%
	(中学校での職場体験実施校率)	95.2%	95.2%	98.0%
	(高等学校でのインターンシップ実施校率) 【変更】	62.2% (H24年度)	62.2% (H24年度)	80.0% (H29年度)
	※「体験活動、インターンシップ等の参加人数」から変更			
	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(%) (小学6年生)	84.0%	86.4%	88.0%
	(中学3年生)	72.0% (H20年度)	73.7% (H25年度)	74.9% (H29年度)
(2)基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】	全国平均正答率とのかい離(ポイント) (小学6年生)	-4.6ポイント	-6.5ポイント	1.1ポイント
	(中学3年生)	-0.6ポイント (H20年度)	-0.9ポイント (H25年度)	5.0ポイント (H29年度)
	県立高校における無線LAN整備率(%) 【新規】	1.3% (H24年度)	1.3% (H24年度)	100% (H29年度)

<主な掲載事業>

<b>(1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 【重点的取組1】</b>			
・志教育支援事業	義務教育課	14,110千円	将来ビジョン・震災
・高等学校「志教育」推進事業	高校教育課	13,670千円	将来ビジョン・震災
・進路達成支援事業	高校教育課	7,277千円	将来ビジョン・震災
・みやぎクラフトマン21事業	高校教育課	3,068千円	将来ビジョン・震災
・ネクストリーダー養成塾実施事業【新規】	共同参画社会推進課	1,000千円	将来ビジョン・震災
<b>(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】</b>			
・宮城県学力・学習状況調査事業【新規】	義務教育課	24,000千円	将来ビジョン
・小中学校学力向上推進事業	義務教育課	350,038千円	将来ビジョン・震災
・高等学校学力向上推進事業	高校教育課	20,884千円	将来ビジョン・震災
・進学重点校学力向上事業	高校教育課	5,713千円	将来ビジョン・震災
<b>(3) 幼児教育の充実</b>			
・「学ぶ土台づくり」普及啓発事業	教育企画室	6,021千円	将来ビジョン・震災
・幼・保・小連携推進事業	義務教育課	1,007千円	将来ビジョン・震災
・被災幼児就園支援事業	総務課	1,119,190千円	震災
<b>(4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進</b>			
・英語教育充実支援事業	義務教育課	6,212千円	-
・実践的英語教育充実支援事業	高校教育課	101,116千円	-
<b>(5) 時代の要請に応えた教育の推進</b>			
・みやぎフューチャースクール事業【新規】	高校教育課	6,298千円	将来ビジョン・震災
・ICT利活用向上事業	高校教育課	722千円	将来ビジョン

## 基本方向2 豊かな人間性や社会性，健やかな体の育成

児童生徒の感性豊かでたくましい心と健やかな体の育成等に取り組んできた。震災後は特に、津波被害を受けた沿岸地域を中心に緊急スクールカウンセラー等を派遣するなど、児童生徒等への心のケアに取り組んできたほか、児童生徒の災害に対する知識や対応する力を育むため、全公立学校に防災主任を配置するなど、「防災教育」の推進に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成24年度）

設定する目標指標において、「不登校児童生徒の在籍者率」が小・中・高等学校ともに目標値を達成できていないほか、「児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合」においても目標値を達成できていないことから、基本方向全体としてはやや遅れていると捉えている。特に不登校児童生徒については、震災による影響なども加わり増加傾向にあることから、心のケアも含めた不登校児童生徒への対応が急務である。

＜方向性＞

- 子どもたちの心のケアにきめ細かく対応するため、スクールカウンセラー等による継続的な支援を行うほか、深刻化するいじめや不登校児童生徒などの対応について、関係機関との連携を強化し、問題行動の未然防止に向け早期発見と早期対応に取り組んでいく。
- 震災の影響による遊び場や運動場の減少等により、児童生徒の体力・運動能力の低下が懸念されていることから、幼児期からの発達段階に応じた運動習慣や基礎体力の定着を図るほか、教員の指導力を高める研修や外部指導者の活用等により学校体育や運動部活動の充実を図っていく。
- 震災を踏まえ防災教育の一層の充実が必要であることから、児童生徒の災害に対する知識や能力を高めるため、全公立学校への防災主任等の継続的な配置をはじめ、防災教育副読本の作成・活用に取り組むほか、防災に関する専門的な人材を育成するため、多賀城高校への災害科学科の開設準備を着実に進めていく。

事業数（再掲除く） **38事業**

H26当初予算額（合計） **5,435,697千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援【重点的取組3】	不登校児童生徒の在籍者比率（％） （小学校）	0.34％	0.37％	0.29％
	（中学校）	3.17％ (H20年度)	3.14％ (H24年度)	2.52％ (H29年度)
(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上【重点的取組4】	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離（ポイント） （小学5年生男子） 【変更】	-1.15ポイント	-0.76ポイント	0ポイント
	（小学5年生女子）	-0.61ポイント	-0.60ポイント	0ポイント
	（中学2年生男子）	-0.19ポイント	0.35ポイント	0ポイント
	（中学2年生女子）	-0.56ポイント	-0.53ポイント	0ポイント
		(H24年度)	(H25年度)	(H29年度)
※「児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合」から変更				

＜主な掲載事業＞

<b>(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援【重点的取組3】</b>			
・教育相談充実事業	義務教育課	649,263千円	将来ビジョン・震災
・高等学校スクールカウンセラー活用事業	高校教育課	162,201千円	将来ビジョン・震災
・生徒指導支援事業	義務教育課	723,652千円	将来ビジョン
・登校支援ネットワーク事業	義務教育課	134,883千円	将来ビジョン・震災
<b>(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上【重点的取組4】</b>			
・みやぎの子ども体力運動能力充実プロジェクト事業	スポーツ健康課	1,201千円	将来ビジョン
・運動部活動地域連携促進事業	スポーツ健康課	33,742千円	将来ビジョン・震災
<b>(3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成</b>			
・防災専門教育推進事業	高校教育課	5,200千円	将来ビジョン・震災
・防災教育推進事業	スポーツ健康課	29,000千円	震災
・防災主任・防災担当主幹教諭配置事業	教職員課	692,208千円	震災
・広域防災拠点整備事業【新規】	震災復興政策課ほか	400,000千円	震災
<b>(4) 食に関心を持ち、元気な子どもの育成</b>			
・学校給食備品整備事業【新規】	スポーツ健康課	7,553千円	将来ビジョン
・学校給食の安全・安心対策事業【新規】	スポーツ健康課	4,493千円	将来ビジョン
<b>(5) 心身の健康を保つ学校保健の充実</b>			
・学校・地域保健連携推進事業	スポーツ健康課	2,148千円	将来ビジョン・震災



### 基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

「宮城県障害児教育将来構想」に基づき、障害のある子どもが障害のない子どもと「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を展開してきた。また、特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流機会の充実や特別支援学校のセンター的機能の強化、市町村での連携協議会の設置等の推進に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成24年度）

設定する目標指標において、「特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高校学校に対して行った支援活動の実施回数」が目標を達成するなど、地域における特別支援学校のセンター的支援機能の充実が図られているほか、「特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」も概ね順調に推移していることなどから、基本方向全体としては概ね順調と捉えている。

＜方向性＞

- 特別支援学校における居住地校学習の更なる推進やセンター的機能の充実を図るとともに、総合教育センターにおける研修等を充実させるなど、教員の専門性の向上を図っていく。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の増加や特別支援学校の狭隘化、インクルーシブ教育システムの構築などへの対応が新たな課題として出てきており、今後新たに策定する将来構想での検討を踏まえながら、課題解決に向けて的確に対応していく。

事業数（再掲除く） **31事業**

H26当初予算額（合計） **4,077,280千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進【重点的取組5】	特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合（%）	28.2% (H20年度)	30.9% (H25年度)	36.0% (H29年度)

＜主な掲載事業＞

<b>(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進【重点的取組5】</b>			
・特別支援学校の整備	特別支援教育室 施設整備課	2,794,871千円	将来ビジョン
・インクルーシブ教育システム構築モデル事業【組替】	特別支援教育室	4,973千円	将来ビジョン
<b>(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援</b>			
・特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育室	551千円	将来ビジョン
・難聴児補聴器購入助成事業【新規】	障害福祉課	—千円	将来ビジョン

## 基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

教員の資質能力の向上や教育をめぐる様々な課題に対応するため、教職経験に応じた体系的な研修を実施するなど、教員のニーズに応じた研修機会等を提供してきたほか、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進するため、学校評価制度の充実や外部人材を活用した取組を推進してきた。震災後は特に、安心して学べる教育環境を確保するため、被災した学校施設の復旧・再建や児童生徒等への就学支援をはじめ、防災教育や心のケアなどの新たな課題に応じた研修の開設等に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成24年度）

設定する目標指標において、「10年経験者研修(共通研修)における受講者アンケートの平均評価点」をはじめ、「学校評価を実施する学校の割合」が目標値を超えていることなどから、基本方向全体としては概ね順調と捉えている。しかし、「学校外の教育資源を活用した高校の割合」が低い状況にあることなどから、取組の更なる推進が必要である。

＜方向性＞

- 教員の資質能力の更なる向上を図るため、最新の教育事情を考慮しながら、学校現場が求める喫緊の課題に対応した研修を実施していく。
- 地域から信頼される学校づくりを推進するため、学校の自主性・主体性を生かした学校運営の支援や学校評価等の充実を図るほか、震災の影響もあり、インターンシップ等の学校外の資源を活用した教育活動が停滞していることから、地域・企業等との更なる連携を図っていく。
- 安全・安心な学校教育を確保するため、震災により被害を受けた学校施設の復旧・再建や被災児童生徒等への就学支援等を継続するほか、今後の復興に向け長期的な視野に立った県立高校の改革の推進に取り組んでいく。

事業数（再掲除く） **80事業**      H26当初予算額（合計） **29,748,417千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1)教員が学び続けるための体系的な研修の推進【重点的取組6】	10年経験者研修(共通研修)における受講者アンケート（4段階評価）の平均評価点（ポイント）	3.41ポイント (H20年度)	3.61ポイント (H24年度)	3.6ポイント以上 (H26～29年度平均)
(2)開かれた学校づくりの推進【重点的取組7】	学校外の教育資源を活用している高校の割合（%）	58.1% (H20年度)	60.5% (H24年度)	90.0% (H29年度)

＜主な掲載事業＞

<b>(1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進【重点的取組6】</b>			
・防災教育等推進者研修事業	教職員課	5,057千円	将来ビジョン・震災
・心のケア研修事業【新規】	教職員課	1,180千円	将来ビジョン・震災
<b>(2) 開かれた学校づくりの推進【重点的取組7】</b>			
・学校評価事業	高校教育課	1,526千円	将来ビジョン
<b>(3) 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立</b>			
・教員採用選考事業	教職員課	13,546千円	将来ビジョン
<b>(4) 教職員を支える環境づくりの推進</b>			
・教職員健康診断事業	福利課	45,285千円	-
<b>(5) 県立高校の改革の推進</b>			
・県立高校将来構想推進事業	高校教育課	103,645千円	震災
<b>(6) 学習環境の整備充実</b>			
・県立学校施設災害復旧事業	施設整備課	2,386,530千円	震災
・高等学校等修学支援事業【新規】	高校教育課	159,000千円	-
<b>(7) 私学教育の振興</b>			
・私立学校施設設備災害対策支援事業	私学文書課	27,600千円	将来ビジョン

## 基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

親の学びと子育てを支援する学習機会や相談等の場の提供をはじめ、地域の人材育成や地域と連携した各種体験活動の提供、学校安全の確保等に取り組んできた。震災後は、特に家庭や地域の教育力の再構築という観点から施策を進めてきた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成24年度）

設定する目標指標のうち、「地域コーディネーター及び学校ボランティア養成研修会参加数累計」や「学校と地域が協働した教育活動（学社融合事業）に取り組む小・中学校の割合」は順調に推移しているもの、「朝食を欠食する児童の割合」や「子育てサポーターリーダー養成数」などは目標値には至っていないことなどから、基本方向全体としてはやや遅れていると捉えている。特に、地域全体で子どもを育てる環境づくりについて、子どもたちの基本的生活習慣の定着に向けた取組や家庭教育支援の一層の推進が必要である。

＜方向性＞

- 震災により子どもたちの生活習慣の乱れがこれまで以上に懸念されていることから、従来取り組んできた「ルルブル」運動を企業等との連携を図りながら積極的に推進するなどして、基本的生活習慣の定着の促進や家庭教育支援の一層の充実を図っていく。
- 地域の絆の大切さに改めて気付かされた震災の経験を生かし、震災で衰退が懸念される地域コミュニティの再生も視野に入れながら、防災等を通じた学校と地域の連携体制の強化を図っていく。
- 子どもの教育活動を支援する個人や企業等を認証・登録する「みやぎ教育応援団」の拡充を図るとともに、学校における活用を促進し、地域・企業等と連携した学校支援の一層の充実に取り組んでいく。

事業数（再掲除く） **43事業**      H26当初予算額（合計） **5,910,865千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組8】	平日、午後10時より前に就寝する児童の割合（小学6年生）（%）【新規】	53.5% (H24年度)	53.1% (H25年度)	58.5% (H29年度)
	平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合（小学6年生）（%）【新規】	43.3% (H24年度)	46.2% (H25年度)	48.3% (H29年度)
	目標とする数の子育てサポーターリーダーが養成された市町村の割合（%）【変更】 ※「子育てサポーターリーダー養成数累計」から変更	41.2% (H25年度)	41.2% (H25年度)	73.5% (H29年度)
(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり【重点的取組9】	学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数（企業・団体、個人）（人）【変更】 ※「学校と地域が協働した教育活動（学社融合事業）に取り組む小中学校の割合」から変更	190団体 363人 (H24年度)	190団体 363人 (H24年度)	300団体 500人 (H29年度)
	協働教育推進協議会等を設置している市町村数（市町村）【変更】 ※「協働教育コーディネーター養成研修会参加者数累計」から変更	30市町村 (H25年度)	30市町村 (H25年度)	34市町村 (H29年度)

＜主な掲載事業＞

<b>(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組8】</b>			
・ 基本的な生活習慣定着促進事業	教育企画室	46,503千円	将来ビジョン・震災
・ 放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	56,813千円	将来ビジョン・震災
<b>(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり【重点的取組9】</b>			
・ 協働教育推進総合事業	生涯学習課	127,563千円	将来ビジョン・震災
<b>(3) 子どもたちの体験活動の推進</b>			
・ 人と自然の交流事業	生涯学習課	2,237千円	将来ビジョン
・ 農山漁村絆づくり事業【新規】	農村振興課	2,842千円	将来ビジョン

## 基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

県民の生涯学習機会の充実や文化芸術・スポーツ活動の推進に取り組んできた。震災後は特に、被災した社会教育施設や社会体育施設の復旧のほか、地域づくりに向けた生涯学習活動の支援や被災文化財の修理・復元等に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成24年度）

設定する目標指標において、「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」や「総合型地域スポーツクラブの設置数」については順調に推移しているものの、「公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数」や「みやぎ県民大学講座における受講者数」などは目標値には至らず、低い状況にあることなどから、基本方向全体としてはやや遅れていると捉えている。特に生涯学習の推進について、震災により生涯学習を取り巻く環境が変化したことから、学習環境の早期復旧のほか、県民の心の復興を視野に入れた支援などが必要である。

＜方向性＞

- 県民の豊かで生きがいのある生活を送るための環境づくりや心の復興が一層求められていることから、被災した松島自然の家などの社会教育施設や被災文化財等の復旧に取り組むほか、みやぎ県民大学を通じた学習機会の提供、総合型地域スポーツクラブの育成を通じたスポーツ活動の支援等に取り組んでいく。
- 平成29年度に宮城県で開催される全国高等学校総合文化祭や南東北3県（山形、宮城、福島）で開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催に向けた準備等を進めていく。

事業数（再掲除く） **84事業**      H26当初予算額（合計） **3,703,403千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】	みやぎ県民大学講座における受講率（％） 【変更】 ※「みやぎ県民大学講座における受講者数」から変更	60.8％ (H24年度)	60.8％ (H24年度)	85.0％ (H29年度)
(2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】	総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率（％）	42.9％ (H20年度)	65.7％ (H24年度)	80.0％ (H29年度)

＜主な掲載事業＞

<b>(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進【重点的取組10】</b>				
・みやぎ県民大学推進事業	生涯学習課	3,310千円	将来ビジョン・震災	
・全国高等学校総合文化祭開催推進事業	生涯学習課	4,000千円	将来ビジョン	
・美術館照明設備整備事業【新規】	生涯学習課	41,808千円	将来ビジョン	
<b>(2) 文化財の保護と活用</b>				
・被災博物館等再興事業	文化財保護課	464,447千円	震災	
<b>(3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実【重点的取組11】</b>				
・広域スポーツセンター事業	スポーツ健康課	9,474千円	将来ビジョン・震災	
<b>(4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実</b>				
・ジュニアアスリート育成事業【新規】	スポーツ健康課	－千円	将来ビジョン	
・県有体育施設設備充実事業【新規】	スポーツ健康課	534,677千円	将来ビジョン	
・宮城県自転車競技場改修事業及び室内練習場等増設事業【新規】	スポーツ健康課	125,385千円	将来ビジョン	
・平成29年度全国高等学校総合体育大会開催事業【新規】	スポーツ健康課	500千円	将来ビジョン	
・平成27年度全日本中学校体育大会開催事業【新規】	スポーツ健康課	－千円	将来ビジョン	